

令和8年度ダイオキシン類環境調査（大気）業務仕様書

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定により、県内（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）における大気中のダイオキシン類による汚染の状況を把握することを目的とする。

2 調査項目

大気中のダイオキシン類の濃度

3 調査地点

8地点

	調査場所	所在地	管轄機関
①	宇野港管理事務所	玉野市宇野1-8-9	備前県民局
②	総社大気測定局	総社市中央2-4-103	備中県民局
③	茂平大気測定局	笠岡市茂平280	
④	高梁地域事務所	高梁市落合町近似286-1	
⑤	新見大気測定局	新見市金谷671	美作県民局
⑥	美作県民局	津山市山下53	
⑦	真庭市役所	真庭市久世2928	
⑧	勝英地域事務所	美作市入田291-2	

4 調査回数

令和8年8月及び令和9年2月の2回とする。

（具体的な調査日程は、県と協議して決定すること。）

5 調査及び精度管理の方法

- (1) 受託者は、6の「調査及び精度管理の方法に関する規程」に基づき、調査地点までの試料採取機器等の搬入、試料採取、運搬、分析及び精度管理を行うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、6(5)の規定に基づき、精度管理を実施すること。
- (3) 各調査月の1か月間で全調査地点（8地点）の試料採取を行うこと。
- (4) 二重測定は、調査月ごとに1地点で実施すること。
- (5) 調査結果の報告に併せて6(5)の規定のうち、以下の分析操作等の記録及び精度管理等について記載した報告書を提出すること。
 - ・ 一般的事項
 - ・ GC-MSによる測定（GC-MSの点検及び調整を除く。）
 - ・ GC-MSによる定量結果の確定
 - ・ 結果の報告等

6 調査及び精度管理の方法に関する規程

- (1) ダイオキシン類による大気中の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正令和4年11月25日環境省告示第89号）

- (2) ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月環境省）
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法の施行について（平成12年1月12日環企企第11号外、最終改正平成20年4月1日環水大総発第080401001号外）
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気の大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管総第145号、最終改正令和4年3月31日環水大総発第2203302号）
- (5) ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年11月14日環境省、平成22年3月31日最終改訂）

7 調査結果の報告

- (1) 分析終了後、速やかに分析結果（速報値）を県に報告すること。
- (2) 6の「調査及び精度管理の方法に関する規程」に従って、受託者が分析結果の濃度表示、分析操作等の記録、精度管理等について整理し、報告書に取りまとめ、県に1部提出すること。
- (3) 試料採取機器の設置状況が把握できるように、各回全地点で写真撮影し報告書に添付すること。
- (4) 検体のダイオキシン類の濃度は、計量法第121条の3第1項の規定による標章を付した計量証明書を交付するか、電子媒体で交付して報告すること。
- (5) 指定する様式（環境省報告様式）に分析結果等必要事項を入力した電子ファイル及び報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-R等）を報告書と併せて提出すること。
調査地点の風向風速データについては、本県が提供する近傍の大気測定局等の風向風速データを参考にすること。

8 留意事項

- (1) 原則として、各調査月の2か月前までに調査計画書を提出すること。
- (2) 調査場所の借用については、本県が所有者と調整を行う。
- (3) 試料採取機器の設置及び撤去時には、可能な範囲で本県職員が立ち会う。原則として、8月調査分については、本県職員立会いのもと、具体的な試料採取機器の設置場所及び電源の位置について指示する。
- (4) 県は、必要に応じて、受託者の事業所（検査施設等）の立入調査を実施できるものとする。
- (5) 分析の結果、異常値が検出された場合及び環境基準を超過する値が検出された場合は、直ちにその旨を県に連絡すること。
- (6) 当該業務に係る再委託は禁止する。

9 その他

本仕様書に記述のない事項については、県と受託者双方で協議して定めるものとする。